

中東情勢による建設資材への影響を踏まえた  
設計変更に係る運用  
(土木工事編)

令和8年7月

神奈川県県土整備局

## 1. 特記仕様書

(1) 対象資材を含む対象工事において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特記仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、対象資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

### 特記仕様書記載例

中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る特記仕様書

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「対象資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 対象資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 対象資材

塗料、防水材、断熱材、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板

3. 受注者は、対象資材について別途調達経費が必要となる場合には、様式1により事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 対象資材の代替資材を調達した場合
- ② 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 対象資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）。例えば、設計図書の資材を通常時とは異なる購入先に変更して調達した場合など
4. 受注者は、様式2により別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

(2) 単価適用年月、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。

(3) 設計数量については、設計図書（数量総括表や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。

なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、

一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。

(例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出)

## 2. 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。
- (2) 既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を変更対象の数量とする。
- (3) 換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。
- (4) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入単価とする。
- (5) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。  
材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入単価に入れ替えて設計変更を行うこと。  
土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、対象資材の当初入札時点での実勢単価と実際の購入単価の差分を計上して設計変更を行うこと。
- (6) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

## 3. 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

様式1

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所  
氏名

対象資材に関する協議書

(土木工事)

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期	調達予定単価	中東情勢の影響	添付書類番号
②	(例) 塗料用シーナー	〇〇	5L	R8.4月	〇円	有	1

(注)

- 種別は、①から③を記入する。
  - 対象資材の代替資材を調達する場合
  - 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
  - 対象資材を調達した場合 (ただし別途調達経費を含む)
- 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督職員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料 (カタログ等) を併せて監督職員に提出する。
- 対象数量は購入予定数量ではなく、設計書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量とする。

様式 2

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所  
氏名

対象資材に関する実施報告書

(土木工事)

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期	購入単価	証明書	証明書類番号

(注)

- 種別は、①から③を記入する。
  - 対象資材の代替資材を調達する場合
  - 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
  - 対象資材を調達した場合 (ただし別途調達経費を含む)
- 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。
- 対象数量は購入数量ではなく、設計書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量とする。